

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 允誉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田一丁目9番14号
【電話番号】	(03) 5298 - 3391（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理本部長兼財務経理部長 麻田 祐司 （同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記の場所で行っております。）
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島一丁目5番17号
【電話番号】	(06) 6440 - 8711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理本部長兼財務経理部長 麻田 祐司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第8期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	183,714	178,000	803,004
経常利益又は経常損失(百万円)	1,856	839	11,751
四半期純損失又は当期純損失 (百万円)	2,445	2,470	13,506
純資産額(百万円)	155,607	133,539	135,583
総資産額(百万円)	430,630	401,677	387,136
1株当たり純資産額(円)	1,247.51	1,127.25	1,149.25
1株当たり四半期純損失金額又は当期純損失金額(円)	23.15	23.40	127.90
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	30.6	29.6	31.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,711	2,083	26,323
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	8,353	6,846	31,399
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	17,159	7,656	5,039
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	25,232	15,738	17,011
従業員数(人)	10,953	10,903	10,664

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 第8期の当期純損失は、株式市場の低迷による投資有価証券評価損や不採算店舗等の減損損失の計上等によるものであります。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当企業グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度において100%連結子会社であった㈱ホームエキスポは平成21年4月1日に100%連結子会社である㈱エイデンに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	10,903 [6,172]
---------	-------------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数の[]内は臨時従業員数であり、平均期間就業人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	368 [32]
---------	-------------

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2. 従業員数が当第1四半期会計期間において83名減少しておりますが、これは当企業グループの組織編成の見直しにより、提出会社への出向者の人数が減少したことによるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

商品分類別売上高

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		前年同四半期比(%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	
テレビ	28,849	16.2	107.4
ビデオ	14,724	8.3	92.0
オーディオ	2,495	1.4	88.3
デジタルオーディオ	3,639	2.0	86.8
エアコン	15,047	8.5	98.4
暖房機器	104	0.1	142.5
冷蔵庫	11,295	6.3	108.0
洗濯機・クリーナー	10,603	6.0	94.3
レンジ	2,755	1.5	106.3
調理家電	5,721	3.2	98.7
理美容・健康家電	6,348	3.6	87.6
照明器具	1,607	0.9	82.6
パソコン	24,817	13.9	83.2
その他のOA機器	7,420	4.2	65.1
音響ソフト・楽器	2,703	1.5	73.5
その他	39,864	22.4	116.3
合計	178,000	100.0	96.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当企業グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融危機に端を発した急速な景気後退の影響により企業収益の悪化が続き、雇用情勢の悪化、個人消費の低迷など経済環境は引続き厳しい状況が続いています。

当家電小売業界におきましては、昨年からの景気後退の影響による節約志向の高まりや、4月から5月中旬にかけての政府追加経済対策「エコポイント」導入前の買控えの発生などにより厳しい状況が続きました。

5月中旬の「エコポイント」導入後は、対象商品である「地上デジタル放送対応テレビ」、「冷蔵庫」の需要が急速な盛り上がりを見せました。一方で、デジタルカメラやパソコンなどの情報関連商品は、ネットブックパソコンの普及などにより単価が大きく下落し伸び悩むこととなりました。全体的にはエコポイント対象商品など一部の商品については好調に推移しましたが、個人消費の冷え込みと競合各社の競争激化は続き、業界全体としては厳しい市場環境の中で推移しました。

こうした中で当企業グループは、エコポイント制度導入前後に独自割引セールを実施するなど、エコポイント対象商品を中心に、新規購入や買替えなどの需要喚起を図りました。また、消費者の価格志向の高まりなど市場環境の変化に対応するため、価格競争力の高い商材の投入を強化し新規客の獲得を進めたほか、近畿エリアで展開する㈱ミドリ電化において同社の創業50周年にちなんだ「創業50周年感謝イベント」をスタートさせるなど、各エリアにおける事業基盤の底上げに取組みました。さらに、新規事業としてリフォーム事業に本格的に参入し、家電販売で培ってきた独自のノウハウで、家電小売業ならではの新たな事業展開をはじめました。

店舗展開につきましては、「ミドリ洲本店」など家電直営店2店舗を新設し、「デオデオ東福山店」など2店舗を移転・建替し、「デオデオ東川原店」など2店舗を増床するなど地域におけるシェア拡大を図る一方で、経営効率の改善のため、不採算店を中心に2店舗を閉鎖しました。これにより、当第1四半期末の店舗数はF C店667店を含めて1,086店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は1,780億円（前年同四半期比3.1%減）、営業損失は34億2700万円、経常損失は8億3900万円、四半期純損失は24億7000万円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ12億7300万円減少し、157億3800万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、20億8300万円（前第1四半期連結累計期間に比し86億2800万円の減少）となりました。これは法人税等の支払額が27億7800万円あったこと等によるものであります。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、68億4600万円（前第1四半期連結累計期間に比し15億6000万円の減少）となりました。これは有形固定資産の取得による支出が37億2000万円、無形固定資産の取得による支出が24億5700万円あったこと等によるものであります。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は76億5600万円（前第1四半期連結累計期間に比し95億3000万円の減少）となりました。これは短期借入金の純増加が146億4400万円、長期借入金の返済による支出が63億4800万円あったこと等によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 基本方針の内容

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模な買付行為、その提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しておりますが、大規模な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もっとも、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当企業グループは、家庭電化商品及び情報通信機器の販売を主な事業とし、中国・四国・九州地方に展開する㈱デオデオ（ストアブランド：デオデオ）、中部・関東地方に展開する㈱エイデン（同：エイデン・ishimaru 石丸電気・エディオン）、近畿地方に展開する㈱ミドリ電化（同：ミドリ）、北陸・北海道地方を中心に展開する㈱サンキュー（同：100満ボルト）が各展開エリアに密着した営業活動を行っております。

当社は、各事業会社を監督・指導する持株会社として、経営の効率化、統合効果の早期創出に取組み、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員、グループ及び関係会社等の各ステークホルダーの皆様の安心と信頼のうえに、企業価値をより一層高めるべく、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めてまいります。

成長性の向上のために、各事業会社はエリア内の各商圈においてドミナント体制をとり、商圈規模に応じた複数店舗の展開、販促効率・物流効率の向上、消費者の認知度の向上による競合他社に対する優位な地位の確立によって、マーケットシェアの拡大を図ってまいります。家電以外の商品においては、玩具、家具、インテリア、ソフト、リフォーム等の積極的な展開を進めており、1店舗当たりの売上高拡大とワンストップショッピングによる高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。

生産性の向上を図るために、当社は、統合効果の創出に積極的に取り組んでおります。各事業会社を対象とした仕入統合を積極的に行うとともに、グループ各社で店舗再編、オール電化事業、ソフト事業などのノウハウを共有し、粗利率と収益の改善を図ってまいります。

効率性の向上を図るために、当社は、各事業会社共通の統合情報システムの開発に取り組んでおります。情報システムの統一により、店舗でのより効率的なオペレーションを実現できるほか、カード戦略の統一で、顧客情報を基点としたより効果的な販促の展開が可能となります。また、物流における統一的な仕組みの構築、物流センター等の最適な配置を検討するほか、各事業会社における店舗の建設材や間接材等の仕入れを統一することによるスケールメリットの確保と経費管理のノウハウ共有で、グループとしての効率的な経費管理体制を構築し、コストの抑制を図ってまいります。

また、在庫、売掛債権等の資産及び負債の圧縮とキャッシュ・フロー経営を重視し、資本の効率的な運用を図ってまいります。

さらに、当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、平成16年12月に「エディオングループ倫理綱領」を制定し、当企業グループとしての基本姿勢を明文化したほか、コンプライアンス委員会等の定期的開催、内部通報制度の整備、内部監査室・法務室の業務等を通じて、グループ内の問題点等が速やかに経営陣に伝わり、早期に対応・改善できる体制を構築いたしました。

その他内部統制システムの整備とともに、現体制の検証、改善を積極的に行い、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。経営陣は、取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を討議し決定しております。また、毎週経営会議を開催することで、適時に経営戦略や業務計画の見直しができる体制となっております。同時に、社外監査役の出席により、外部専門家の助言を受けながら、経営への監視・牽制機能を強化しております。コンプライアンス体制については、弁護士や各事業会社の総務人事担当者等を委員とした各種委

員会を設置し、コンプライアンス意識を醸成し、法令違反の発生防止等に努めております。各事業会社に対しては、親会社である当社が経営支援・監視を行い、月次ベースで経営成績を把握して、問題点の早期発見及び適時の解決を図っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取組みとして当社株券等に対する大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会の決議により導入いたしました。

本対応策の概要は以下のとおりであります。

(1) 本対応策の対象となる当社株券等の買付行為

当社は、上記基本方針に照らし、特定株主グループが、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を、以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応策を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

(2) 独立委員会の設置

本対応策が適正に運用され、取締役会における恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3人以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者等の中から選任します。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として当該大規模買付行為に対して対抗措置は講じないこととしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、対抗措置を講じる場合として対抗措置発動に係る客観的要件を設定しておりますが、明らかな濫用目的の場合の例外的対応としての対抗措置を講じる場合等、本対応策に係る重要な判断に際しては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

(3) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の目的と概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの概要

大規模買付行為の目的及び内容

当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け

当社及び当企業グループの経営に参画した後に想定している経営者候補、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

当社及び当企業グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当企業グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

大規模買付者が、当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、当社取締役会は、大規模買付者に対する評価、検討、交渉、意見形成、又は、株主の皆様への代替案立案等を行います。このために必要な期間を60日以内の期間をもって、取締役会評価期間として設定します。当該期間は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し、代替案を提示することもあります。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応策

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。ただし、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応策の例外的対応として、当社取締役会は当社株主の皆様を守るために、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで適切と考える対抗措置を講じることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何に拘わらず、当社取締役会は、当社及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法、その他の法令及び当社定款が認める対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

対抗措置として、具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

また、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

(5) 本対応策の適用開始と有効期限、変更及び廃止

本対応策は、平成20年6月27日開催の当社第7回定時株主総会における承認によって発効し、有効期限は平成23年6月末日までに開催される当社第10回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社第10回定時株主総会において本対応策を継続することが承認された場合は、かかる有効期限は、さらに3年間延長されるものとします。

ただし、有効期限の到来前であっても、当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

4. 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員としての地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止でき、また当社の取締役任期は1年であり期差任期制を採用していないため、本対応策の廃止又はその対抗措置発動を阻止することに時間を要するものでもありません。このように、本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。さらに、本対応策の合理性についての考えは、以下のとおりです。

(1) 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断なさるために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応策の発効・延長が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主が望めば本対応策の廃止も可能であることは、本対応策が当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応策が当社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応策の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応策の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、当社取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、当社役員としての地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、移転増床、建替、除却について完了したものは、次のとおりであります。

店舗新設

(株)ミドリ電化 洲本店(兵庫県洲本市) 平成21年4月

(株)ミドリ電化 新加古川店(兵庫県加古川市) 平成21年4月

移転増床

(株)デオデオ 一宮店(岡山市北区) 平成21年6月

(株)デオデオ 東川原店(岡山市中区) 平成21年6月

(株)デオデオ 東福山店(広島県福山市) 平成21年6月

店舗建替

(株)デオデオ 焼山店(広島県呉市) 平成21年4月

倉庫新設

(株)エイデン 豊田SC(愛知県豊田市) 平成21年5月

店舗除却

(株)エイデン 石丸成田ビッグワン(千葉県成田市) 平成21年5月

(株)エイデン エディオン高井戸店(東京都杉並区) 平成21年5月

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,665,636	105,665,636	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株であ ります。
計	105,665,636	105,665,636	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成20年4月23日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	15,000
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,086,474
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)1. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、1,353円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整される。

2. 2008年5月23日から2013年4月26日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）までとする。但し、本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）まで、本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Securities SMBC Europeに引き渡された時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013年4月26日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30 日	-	105,665,636	-	10,174	-	62,371

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間末において、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びその共同保有者であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社から平成21年6月19日付で提出された大量保有報告書により平成21年6月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アライアンス・バーンスタイン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館	株式2,140,400	2.03
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1345 Avenue of the Americas, New York, New York 10105, U.S.A.	株式4,417,052	4.18
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	東京都港区白金一丁目17番3号	株式 585,800	0.55

当第1四半期連結会計期間末において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社、三菱UFJセキュリティーズインターナショナル、三菱UFJ投信株式会社から平成21年7月6日付で提出された大量保有報告書により平成21年6月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式1,692,302	1.60
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式3,599,000	3.41
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	株式 76,773	0.07
三菱UFJセキュリティーズインターナショナル	6 Broadgate, London EC2M 2AA, United Kingdom	株式 77,605	0.07
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 252,600	0.24

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期連結会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 70,300	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,460,200	1,054,602	同上
単元未満株式	普通株式 135,136	-	-
発行済株式総数	105,665,636	-	-
総株主の議決権	-	1,054,602	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	70,300	-	70,300	0.07
計	-	70,300	-	70,300	0.07

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	508	714	675
最低(円)	247	442	535

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,578	16,912
受取手形及び売掛金	33,198	27,477
有価証券	2,008	2,119
商品及び製品	95,391	85,783
原材料及び貯蔵品	267	274
その他	18,548	20,762
貸倒引当金	168	156
流動資産合計	166,823	153,173
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	71,735	70,378
工具、器具及び備品（純額）	5,674	5,754
土地	76,471	76,746
リース資産（純額）	1,493	1,065
その他（純額）	4,984	5,130
有形固定資産合計	160,358	159,075
無形固定資産		
のれん	1,616	1,899
その他	15,712	15,368
無形固定資産合計	17,328	17,268
投資その他の資産		
敷金及び保証金	35,270	35,553
その他	22,698	22,853
貸倒引当金	832	820
投資その他の資産合計	57,136	57,586
固定資産合計	234,823	233,929
繰延資産	30	33
資産合計	401,677	387,136

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	56,674	46,495
短期借入金	66,265	51,621
1年内返済予定の長期借入金	17,906	21,320
リース債務	43	43
未払法人税等	896	1,977
賞与引当金	5,027	5,086
ポイント引当金	9,372	9,338
その他	22,734	23,240
流動負債合計	178,919	159,122
固定負債		
社債	500	500
転換社債型新株予約権付社債	15,000	15,000
長期借入金	41,705	44,659
リース債務	827	838
再評価に係る繰延税金負債	2,626	2,629
退職給付引当金	9,523	9,397
役員退職慰労引当金	770	764
商品保証引当金	1,531	1,322
負ののれん	7,004	7,486
その他	9,727	9,833
固定負債合計	89,218	92,431
負債合計	268,137	251,553
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,174	10,174
資本剰余金	82,359	82,359
利益剰余金	40,929	43,916
自己株式	68	68
株主資本合計	133,395	136,382
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	585	88
土地再評価差額金	14,949	14,938
評価・換算差額等合計	14,363	15,026
少数株主持分	14,508	14,227
純資産合計	133,539	135,583
負債純資産合計	401,677	387,136

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	183,714	178,000
売上原価	141,436	136,337
売上総利益	42,278	41,663
販売費及び一般管理費	47,004	45,090
営業損失()	4,726	3,427
営業外収益		
受取利息及び配当金	159	139
仕入割引	2,431	1,749
その他	731	1,143
営業外収益合計	3,322	3,032
営業外費用		
支払利息	372	327
持分法による投資損失	5	68
その他	74	47
営業外費用合計	452	444
経常損失()	1,856	839
特別利益		
投資有価証券売却益	56	51
固定資産売却益	5	34
前期損益修正益	65	-
賃貸借契約解約益	-	36
その他	25	3
特別利益合計	153	126
特別損失		
固定資産売却損	5	76
固定資産除却損	217	126
減損損失	111	69
投資有価証券売却損	5	-
商品評価損	538	-
商品保証引当金繰入額	226	-
賃貸借契約解約損	-	71
その他	428	113
特別損失合計	1,532	456
税金等調整前四半期純損失()	3,235	1,170
法人税、住民税及び事業税	424	599
法人税等調整額	566	442
法人税等合計	142	1,042
少数株主利益又は少数株主損失()	648	257
四半期純損失()	2,445	2,470

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	3,235	1,170
減価償却費	2,742	2,842
減損損失	111	69
のれん償却額	93	198
貸倒引当金の増減額(は減少)	24	23
賞与引当金の増減額(は減少)	1,212	58
受取利息及び受取配当金	159	139
支払利息	372	327
持分法による投資損益(は益)	5	68
売上債権の増減額(は増加)	2,423	5,720
たな卸資産の増減額(は増加)	8,282	9,600
仕入債務の増減額(は減少)	3,411	10,179
その他	2,355	4,297
小計	6,196	920
利息及び配当金の受取額	83	65
利息の支払額	460	290
法人税等の支払額	4,138	2,778
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,711	2,083
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,278	3,720
有形固定資産の売却による収入	335	233
無形固定資産の取得による支出	-	2,457
投資有価証券の売却による収入	995	880
その他	3,405	1,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,353	6,846
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	7,729	14,644
長期借入金の返済による支出	3,768	6,348
社債の発行による収入	14,984	-
配当金の支払額	985	473
その他	799	165
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,159	7,656
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,905	1,273
現金及び現金同等物の期首残高	28,591	17,011
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	1,453	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	25,232	15,738

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において100%連結子会社であった(株)ホームエキスポは、平成21年4月1日に100%連結子会社である(株)エイデンに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 153社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) たな卸資産の評価方法の変更 当第1四半期連結会計期間より、連結子会社の(株)ミドリ電化において、たな卸資産の評価方法を先入先出法から移動平均法に変更いたしました。これは、他の主要な連結子会社が従来より移動平均法によって評価しており、各事業会社共通の統合情報システムが稼動したことに伴い、同一の方法による評価が可能になったことによるものであります。 これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失がそれぞれ91百万円増加しております。</p> <p>(2) 仕入割引処理の変更 前連結会計年度まで、商品の仕入代金現金決済時に受取る仕入代金の割引については、受取時に営業外収益の「仕入割引」として会計処理しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、一部の取引先の割引については仕入時に仕入控除項目として、「売上原価」に含めて処理することに変更いたしました。 この変更は、適用される仕入割引の割引率と市場の実勢金利との乖離が長期化するなかで、当期より一部の取引先について契約内容の見直し等を行ったことにより、一部の取引先の割引においては売上原価の仕入割戻との区別が実質的になくなってきており、より適正に売上損益を表示するために実態に即して見直したものであります。 これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益は1,306百万円増加し、営業損失は901百万円減少し、経常損失及び税金等調整前四半期純損失がそれぞれ312百万円減少しております。</p>
3. 表示方法の変更	<p>連結キャッシュ・フロー計算書 前第1四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「無形固定資産の取得による支出」は、金額的重要性が増加したことから当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第1四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「無形固定資産の取得による支出」は1,496百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定について、前連結会計年度より著しい変化がないと判断したため、貸倒実績率は前連結会計年度に算定した実績率を使用し、当四半期の一般債権の貸倒見積高を算出しております。
2. 棚卸資産の評価方法	実地棚卸は行わず、帳簿残高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切り下げを行っております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定し、合理的な方法により算定しております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化が無いと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により判断しております。

【四半期連結財務諸表の作成に当たり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は96,625百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は94,553百万円であります。
2 保証債務	2 保証債務
金融機関からの借入	金融機関からの借入
(株)ふれあいチャンネル 1,619百万円	(株)ふれあいチャンネル 1,659百万円
(株)マルニ木工 200 "	(株)マルニ木工 200 "
その他	その他
従業員 6百万円	従業員 7百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(1)販売費	(1)販売費
広告及び販売促進費 4,167百万円	広告及び販売促進費 4,595百万円
(2)一般管理費	(2)一般管理費
貸倒引当金繰入額 25百万円	貸倒引当金繰入額 23百万円
ポイント引当金繰入額 1,755 "	ポイント引当金繰入額 2,008 "
商品保証引当金繰入額 24 "	商品保証引当金繰入額 215 "
給与手当及び賞与 14,020 "	給与手当及び賞与 13,715 "
賞与引当金繰入額 2,086 "	賞与引当金繰入額 2,342 "
退職給付費用 458 "	退職給付費用 532 "
役員退職慰労引当金繰入額 16 "	役員退職慰労引当金繰入額 14 "
営業用賃借料 5,688 "	営業用賃借料 5,951 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 26,242百万円	現金及び預金勘定 17,578百万円
有価証券勘定に含まれるMMF等 1,000 "	有価証券勘定に含まれるMMF等 0 "
計 27,242百万円	計 17,578百万円
預入期間が3か月を超える定期 2,010 "	預入期間が3か月を超える定期 1,840 "
預金	預金
現金及び現金同等物 25,232百万円	現金及び現金同等物 15,738百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 105,665千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 70千株
3. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	527	5	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当企業グループは、家庭電化商品の専門量販店集団であり、当第1四半期連結会計期間については、全セグメントの売上高の合計額、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「家庭電化商品及び関連商品の販売並びに家庭電化商品の工事修理」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当企業グループは、家庭電化商品の専門量販店集団であり、当第1四半期連結会計期間については、全セグメントの売上高の合計額、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「家庭電化商品及び関連商品の販売並びに家庭電化商品の工事修理」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しています。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しています。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものでなく、かつ前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものではなく、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

共通支配下の取引等

株式会社エイデンを存続会社とする株式会社ホームエクスポの吸収合併

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

存続会社 : 株式会社エイデン

消滅会社 : 株式会社ホームエクスポ

結合当事企業の事業の内容 : 家庭電化商品等の販売

(2) 企業結合の法的形式 : 株式会社エイデンを存続会社とする吸収合併方式

(3) 結合後企業の名称 : 株式会社エイデン

(4) 取引の目的を含む取引の概要

吸収合併の目的 : 経営資源の集中や物流の合理化等、経営の効率化を図るため。

吸収合併の日 : 平成21年4月1日

合併比率及び合併交付金 : 株式会社エディオンの完全子会社同士の合併となるため合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,127.25 円	1株当たり純資産額 1,149.25 円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 23.15 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株あたり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 23.40 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株あたり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純損失(百万円)	2,445	2,470
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	2,445	2,470
期中平均株式数(千株)	105,606	105,595
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

<p>前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)</p>
	<p>当社は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において承認決議されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、平成21年7月15日及び平成21年8月5日開催の取締役会において、当社の取締役及び従業員、ならびに当社の子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権の割当を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の名称 株式会社エディオン新株予約権 2. 新株予約権の発行総数（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする） 15,700個 3. 新株予約権の発行価格 無償とする。 4. 発行価額の総額 937,290,000円 5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式1,570,000株 6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 1株当たり597円 7. 新株予約権を行使することができる期間 平成23年8月7日から平成26年8月6日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。 8. 新株予約権の行使の条件 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。 ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。 その他新株予約権の行使の条件は、平成21年6月26日開催の当社第8回定時株主総会決議及び平成21年8月5日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)																					
	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>10. 新株予約権の譲渡に関する事項 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>11. 新株予約権の割当対象者、人数及び割当個数</p> <table border="1" data-bbox="823 488 1409 864"> <thead> <tr> <th>割当対象者</th> <th>人数</th> <th>割当個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社取締役</td> <td>9名</td> <td>3,000個</td> </tr> <tr> <td>当社従業員</td> <td>3名</td> <td>40個</td> </tr> <tr> <td>当社の子会社の取締役</td> <td>12名</td> <td>1,200個</td> </tr> <tr> <td>当社の子会社の執行役員</td> <td>21名</td> <td>1,680個</td> </tr> <tr> <td>当社の子会社の従業員</td> <td>647名</td> <td>9,780個</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>692名</td> <td>15,700個</td> </tr> </tbody> </table> <p>12. 新株予約権の取得の条件 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>13. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等、に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>14. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>15. 新株予約権の割当日 平成21年8月6日</p>	割当対象者	人数	割当個数	当社取締役	9名	3,000個	当社従業員	3名	40個	当社の子会社の取締役	12名	1,200個	当社の子会社の執行役員	21名	1,680個	当社の子会社の従業員	647名	9,780個	合計	692名	15,700個
割当対象者	人数	割当個数																				
当社取締役	9名	3,000個																				
当社従業員	3名	40個																				
当社の子会社の取締役	12名	1,200個																				
当社の子会社の執行役員	21名	1,680個																				
当社の子会社の従業員	647名	9,780個																				
合計	692名	15,700個																				

(リース取引関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を適用しておりますが、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 操司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 嘉章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 操司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 嘉章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。